

第2号議案

大阪府教育委員会事務決裁規則の一部改正について

大阪府教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月16日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

府教育委員会が会議の議決により決裁する事項については、政策的なものに重点化することとし、次に掲げるとおりとする。

- 1 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 2 重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関すること。
- 3 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 4 教育長の任免その他の人事に関すること及び委員会の任命に係る職員の人事の基本方針に関すること。
- 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による点検及び評価に関すること。
- 6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する意見の申出に関すること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関すること。

[施行期日] 公布の日

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(事務の委任等)

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

大阪府教育委員会事務決裁規則 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（委員会決裁事項）</p> <p>第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>二 重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関すること。</p> <p>三 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</p> <p>四 教育長の任免その他の人事に関すること及び委員会の任命に係る職員の人事の基本方針に関すること。</p> <p>五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十七条の規定による点検及び評価に関すること。</p> <p>六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関すること。</p> | <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（委員会決裁事項）</p> <p>第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 府教育行政の基本的計画に関すること。</p> <p>二 学校教育及び社会教育の基本方針に関すること。</p> <p>三 文化財保護計画の基本方針に関すること。</p> <p>四 教育機関の設廃に関すること。</p> <p>五 教育機関の敷地の設定及び変更に関すること。</p> <p>六 教育機関の重要な運営方針に関すること。</p> <p>七 府立学校の課程、専攻科及び別科の設廃に関すること。</p> <p>八 高等学校の通学区域の設定及び変更並びに入学者の選抜方針に関すること。</p> <p>九 特に重要な教育財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>十 教育予算、条例案その他議会の議決を経るべき事件の議案について、知事に意見を申し出ること。</p> <p>十一 教職員人事の基本方針に関すること。</p> <p>十二 教職員の定員配分方針に関すること。</p> <p>十三 教育長並びに事務局及び教育機関の職員で事務局の課長と同等以上の職にある者（学校にあつては校長に限る。）の任免に関すること。</p> <p>十四 教育長の重要な職務に関すること。</p> <p>十五 委員会の任命に係る職員の即賞並びに懲戒及び分限免職に関すること。</p> <p>十六 附属機関の委員の任免に関すること。</p> <p>十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。</p> <p>十八 重要な表彰に関すること。</p> <p>十九 特に重要な行事に関すること。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(事務の専決及び代決)</p> <p>第四条 教育長は、前条各号に規定する事項及び他の規則に特別の定めがある事項を除くほか、事務を専決することができる。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>第六条 教育長は、その専決することができる事項の一部を教育監、教育次長、室長、課長その他の職員に専決させ、又は代決させることができる。</p> <p>(専決した事項等の報告)</p> <p>第七条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。</p> <p>2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。</p> <p>第八条 (略)</p> | <p>(事務の専決及び代決)</p> <p>第四条 教育長は、前条各号に規定する事項及び他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、事務を専決することができる。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>第六条 教育長は、その専決することができる事項の一部を教育次長、室長、課長その他の職員に専決又は代決させることができる。</p> <p>(専決した事項等の報告)</p> <p>第七条 教育長、教育次長又は室長が専決した事項中必要と認められるものは、すみやかに委員会の会議において報告しなければならない。</p> <p>2 第五条の規定により教育長が代決したときは、すみやかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。</p> <p>第八条 (略)</p> <p>二十 公益信託の引受けの許可に関すること。</p> <p>二十一 委員会が決裁した事項に係る争訟に関すること。</p> <p>二十二 職員組合との重要な交渉の方針に関すること。</p> <p>二十三 前各号に準ずる事項に関すること。</p> |

委員会会議への付議手続に関する類型整理

| 項目 | 今回専決事項として見直すもの | |
|--|--|-----------------|
| 1 基本計画の策定 重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理・執行の基本的な方針 | 予算（新規事業・重点事項） | |
| | 重要な条例 | |
| | 基本計画（教育力向上プラン、府立学校再編整備計画等） | |
| | 府立学校指示事項・市町村教委指導助言事項 | |
| | 入学者選抜方針・募集人員 | 通学区域の調整 |
| | 教科書採択要領・選定の手引の作成 | |
| | その他重要な方針の決定等（全国学力テスト情報公開請求の異議申立への決定等） | 情報公開請求の決定書 |
| 2 重要な規則等 | 他の機関への協議を要する規則・規程の制定・改廃 | 軽易な規則、規程 |
| 3 教育機関の設廃 | 府立学校の再編整備・公の施設の廃止、統合 | |
| 4 教育長の任免等・職員人事の基本方針 | 教育長の任命・服務 | |
| | 事務局の組織運営体制方針 | 事務局職員の任命(人事異動) |
| | 学校人事の方針 | 学校長の任命(人事異動) |
| | 処分基準・表彰基準（※） | 懲戒処分、即賞、被表彰者の決定 |
| 5 点検・評価 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価 | |
| 6 知事からの意見聴取に対する意見の申出 | 予算（新規・重点事項を含む。） | |
| | 条例（重要な条例を含む。） | |
| | その他の議会の議決事件 | |
| 7 特に重要な事項 | 上記に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項 | |
| 今回専決事項として見直すもの | 教育機関の敷地の設定・変更、附属機関の委員の任免、重要な行事、公益信託、職員組合との交渉方針 | |

（※）表彰基準の制定、改廃であっても、栄典事務に該当するものは、教育長専決とする。